

○障害補償年金前払一時金の支給について

〔昭和 56 年 12 月 25 日地基企第 45 号
各 支 部 長 あ て 理 事 長〕

第 1 次改正 平成 16 年 3 月 31 日地基企第 28 号

第 2 次改正 平成 18 年 3 月 31 日地基企第 21 号

地方公務員災害補償法（以下「法」という。）附則第 5 条の 3 の規定による障害補償年金前払一時金の支給については、下記事項に留意の上、その実施に遺漏のないように願います。

記

- 1 法第 29 条第 9 項の規定の適用を受けた障害補償年金の受給権者が、障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合における当該障害補償年金前払一時金の限度額は、新たに該当するに至った障害等級に応じたものとする。 （第 2 次改正・一部）
- 2 地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）附則第 4 条の 3 第 1 項の「当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額」には、当該障害補償年金について第三者等が損害賠償を支払ったため免責された額がある場合は、これを含むものであること。
- 3 公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 55 条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）上の傷病又は通勤による傷病が再発した場合における再発した傷病（以下「再発傷病」という。）に係る障害補償年金前払一時金の取扱いについては、次によるものであること。（第 1 次改正・一部）
 - (1) 再発傷病に関し障害補償年金を受け権利を有する者は、再発傷病の原因となった傷病（以下「初発傷病」という。）に関し障害補償年金前払一時金の支給を受けていない場合に限り、規則附則第 4 条の 2 の規定による申出を行うことができる。
 - (2) 初発傷病に関し障害補償一時金を支給された者で、再発傷病に関し障害補償年金を受け権利を有するものが、障害補償年金前払一時金の支給に係る申出を行った場合においては、その者が選択すべき障害補償年金前払一時金の額は、

再発傷病が治った時における障害等級（以下「再発等級」という。）に応じ、法附則第5条の2第1項の表の下欄に掲げる額に、再発傷病に関し支給すべき障害補償年金の額を再発等級に応ずる法第29条第3項の規定による額で除して得た数を乗じて得た額又はその額の範囲内のものとする。（第2次改正・一部）